

## 審 議 経 過

それでは、第1号議案について事務局からご説明をお願いいたします。

[第1号議案を朗読]

---

○事務局　どうぞよろしくお願いいたします。

委員の方々におかれましては、説明の際はお手元の資料もしくは正面のスライド、どちらを見ていただいても結構です。よろしくお願いいたします。

スライド番号1番の変更理由を説明します。

田辺市は、昭和15年から平成8年にかけて、重要路線約54.9キロメートルについて都市計画決定を行ってまいりました。このうち、今回の議題であります山崎万呂線については、道路の有する交通の処理機能、都市間の連絡機能、土地利用の支援機能及び都市防災機能などの観点から、必要性及び実現性を総合的に判断した結果、廃止するものとする、となっております。

続きまして、全国的な都市計画道路見直しの背景ですけれども、まず社会情勢の変化などによって都市計画道路の位置づけや必要性に、当初決定されてきた状況からかなり変化が生じてきていることが挙げられます。

また、長期未着手の路線については、定期的な見直しが必要ということで、これについては委員の方々ご存じかと思うのですが、平成17年に盛岡市において都市計画決定していた市道区域の決定処分に対して取り消しの請求訴訟がなされております。

訴訟の内容ですけれども、昭和13年に決定された都市計画道路区域内に土地、建物を所有していた原告側が、長年にわたって建築の制限を受けていたとして損害賠償を求めたものであります。

判決の概要は、都市計画道路について漸次見直しを盛岡市当局が行っており、必要性の検討がなされていたことを理由に棄却はされてはいるのですが、ただ補足意見がついておりまして、制限が都市計画の実現を担保するために必要不可欠であり、かつ無補償で制限を受忍させることに合理的な理由があることがまず1つ目の意見となっております。

2つ目の意見ですけれども、建築制限に対する受忍限度を考える際には制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間、時間を考慮しなくてはいけない、こういう厳しい意見がつけられておりました。

一方、都市計画運用指針については、以下の記載がなされております。

都市計画道路については、もろもろの都市計画基礎調査や交通調査の結果を踏まえた上で、また地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等の検証をしっかりと行って、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきであるとうたっております。

続いて、田辺市の背景はどうだったかという、3ページ目でございますけれども、田辺市の都市計画道路の多くは、戦前——昭和15年ということになりますので、今から80年近く前になるのですが、昭和15年から昭和53年に決定されていて、全国的な状況と同じように、決定から長期間が経過しています。

また、将来の人口及び自動車交通量の減少傾向なども、全国の地方小都市が抱える問題と同様に、情勢の変化があつて、決定当時の拡大型の都市計画からコンパクトシティなど成熟型の都市計画へということを考えていくべきだという背景があります。

ただ一方で、都市計画道路の3分の2近くが未整備であり、計画内の土地には建築制限が長期の間課せられているのですけれども、今日まで大きく見直しがなされていなかったところでございます。

計画決定の状況ですけれども、14路線、54.9キロのうち、整備の状況については、既に改良済み——改良されているところについては20キロ弱、改良率でいくと36%となっております。

続いて、今回の見直しを行った対象路線は14路線になります（資料P.4）。

山崎万呂線は10番——ちょっと見づらいかもしれないのですけれども、下から5行目のところ、番号で行くと3・6・10「山崎万呂線」と書いているところ です。

一番左側の数字「3」、これは何を意味するかというと、幹線街路ということ を意味していて、都市骨格を形成するような道路、つまり都市内におけるまとまった交通を受け持つことが期待されている道路という意味になります。

次の列の「6」番ですが、計画当初の道路の幅員が8メートルから12メートル

ルということを示しております。昭和 15 年、一番初め田辺市で都市計画決定されたときに山崎万呂線が決定されまして、昭和 48 年に少し延長する形で変更されて今に至っております。幅員が 8 メートル、延長が 1,050 メートルでございます。

続いて、5 ページです。田辺市の今回見直しを行った対象路線 14 路線になります。

山崎万呂線の位置ですけれども、真ん中部分に田辺駅がございます。スライドを見ていただいても、紙面を見ていただいても、どちらでもいいですけれども、真ん中に「紀伊田辺駅」があらうかと思えます。そちらから少し左斜め上を見ていただくと、丸印がついているかと思うのですけれども、田辺駅から大体 500 メートル程北西の方向に進んだところが山崎万呂線の起点部分になります。そこから国道 42 号のバイパスに向けて、1 キロほど走っていく計画で、昭和 15 年あるいは 48 年に決定されてきた、そういうところになります。

続いて、都市計画道路、見直しをする際の着眼点といいますか、どういう条件で考えてきたかということについて説明をさせていただきます

和歌山県では、見直しの方針を平成 23 年 3 月に策定し、改定を平成 25 年 3 月に行っております。そこでは 6 つの検証項目(機能)を用いて、都市計画道路の必要性を評価するというふうに位置づけを行っております。

まず、「上位・関連計画への位置付け」ということで、総合計画あるいは都市計画マスタープラン等にその路線の位置づけがなされているかといった項目です。

2 つ目は、「路線機能」の「都市間連絡機能」ですけれども、周辺の主要都市間の連絡路線になっているか、あるいは隣接する市町村との連絡路線となっているかといった項目です。

3 つ目の検証項目は、「交通拠点アクセス機能」ということで、インターチェンジあるいは重要港湾、物流拠点へ直接アクセスしているかどうか。主要な駅、空港へ直接アクセスしているかどうか。例えば、南紀田辺インターチェンジだったり、JR の紀伊田辺駅であったり、田辺港、文里港、そういったものが田辺市の場合は交通の拠点に該当いたします。

4 つ目の検証項目としては「土地利用支援機能」、主要な公共施設へ直接アク

セスしているかどうか。あるいは、主要な集客施設、観光施設へ直接アクセスしているかどうか。例えば、田辺市役所であったり、市民文化会館あるいは市立図書館「たなべる」であったり、2016年11月に世界遺産に追加登録された闘鶏神社であったり、あるいは国体の際に整備されたスポーツパークもしくは扇ヶ浜の海水浴場、そういったところがこの土地利用の支援機能を考える際の施設に該当します。

5つ目の検証項目としては、「都市防災機能」になるわけですが、こちらは緊急輸送道路に位置づけがなされているかどうか。あるいは、防災拠点に直接アクセスしているかどうか。「防災拠点」というのは、もう皆様ご存じかと思うのですが、災害時の拠点になるようなところでございますので、消防本部あるいは病院もしくは田辺市役所、そういったところが田辺市の場合は該当いたします。

最後に、「交通処理機能」ですが、廃止に伴って周辺道路に深刻な渋滞を引き起こす可能性がないかどうか。もう一つは、対象路線に代替する路線が存在しないかどうか。

ここの部分は、対象路線が持つ機能を有する道路が、まさに見直し路線にする路線の近くに存在しているかどうかという話になってきます。

次のページは、今の検証項目を実際に検証を行う際に位置づけたフロー図になるわけですが(資料 P.7)、6つの必要性の検証項目を上挙げております。そこからどれか一つでも必要性が認められれば、右側の「実現性を検証」というふうに流れていくのですが、当議案の山崎万呂線については、6つの指標のうちどれにも該当しなかった、必要性が見当たらなかったということで廃止候補路線となっております。

なお、7月17日に田辺市の都市計画審議会が開かれておりまして、「山崎万呂線」あるいは田辺市の決定路線「扇ヶ浜大戸線」については、両方とも審議がなされておりまして、同意する旨の結果をいただいております。

なお、補足ですが、住民の合意の話はどうだったかと申し上げますと、まず住民説明会を平成30年9月に田辺市役所で開催しております。

あと、パブリックコメントを平成30年9月から10月、縦覧は令和元年6月18日から7月2日にかけて実施しております。

その中で、山崎万呂線の廃止に関する意見というのは、一つもございませんでした。

続きまして、8 ページ目のスライドになります。

先ほどのフローの結果を図面上に落としたものになるわけですが、山崎万呂線、図の真ん中やや上、赤色の部分でございます。先ほど必要性の最後の部分で代替路線の話をしていただいたかと思うのですが、山崎万呂線から少し左側に目を移していただいて、大体 300 メートル内外のところに、⑧番の扇ヶ浜秋津線が並行するようにバイパスに向けて、中心市街地の部分から走り抜けているのがご理解いただけるかと思います。

以上、説明してきましたように、山崎万呂線については 6 つの検証項目、どれを見ても必要性は見当たらなかったということになります。例えば、令和元年に入って 7 月に改定された田辺市の都市計画マスタープランにも、その路線の位置づけはありませんし、交通拠点、アクセス機能ですね、田辺市内の中の主要なランドマークになる市役所とか市民文化会館、図書館あるいは南方熊楠の旧家とか、いろんな公共の施設があろうかと思えます。あるいは、その防災の観点からも、病院とか消防本部などもあろうかと思うのです。ただ、山崎万呂線については、どの拠点にもアクセスが期待される路線ではないということになります。

それと、先ほどスライドで申し上げたように、ちょうど 300 メートルもないような距離のところ扇ヶ浜秋津線というのが、一部まだ整備がされていないところはあるのですが、そういった路線がすぐ近傍に並行して走っているところ、そういう立地条件を鑑みて必要性は見当たらないところで、和歌山県としては廃止することが適切であると考えております。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長 どうもご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの第 1 号議案につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 一般論を含めて説明を受けたのだけれど、確認というか勉強したいと思えます。

都市計画道路の必要性というのは、一般論として計画立ててやることになっ

て、皆さんが議論して決めた。その決めたときに、例えば完成目標とか、あるいはそこへ投下する予算とか、そういう分も含めて進めているのですか。その辺をまず教えてください。

○事務局 一般的には、そういう具体的な、いついつまでに整備をするとか、そういったところまでは示されていないのが現状でございます。あくまで都市計画の施設、一部の施設ということもございますので、その市町村から見て将来的に20年、30年後の将来を描くために必要な姿というところになってこようかと思えます。

○委員 田辺は、ほぼ70年、80年たった。できた当時、地権者の問題もあるし、予算もあるし、ということやけど、本来ならできてしまっているところが多分あるんじゃない、予算的にも。あるいは、地権者との話が済めば。だから、結局行き詰まってというか、そういうことでやむを得ず、もたもたと、言葉、表現が適当じゃないかもしれませんが、もたもたしていたらもう時代が変わってきて、結局もう不要になったと。不要と思われることがあるから、こういうふうには廃止する、計画を中止するということでしょうか。その辺がもう一つちょっと、一般論ですよ、理解しがたいところがある。

これ全部もう70年、80年前に、昭和15年から計画して、ある意味では地権者もよく話し合いできて、予算もついていけば全部済んでいることと違うんですか。それがもたもたしているということは、まあ皆さんも努力してくれているのだろうけれど、その地権者との関係もあり、よっぽど必要だったら強制執行という方法もあるんじゃないかと思うので、その辺の信念というのか、計画したときの心構えというか、心意気というか、できなかつたからもうやめたと、こういうことでは。はしょった言い方ですけど、その辺の考えを一度聞かせてほしい。

これは、ここに限らずです。一般論として、やると決まった限りは、施工目標も立て、予算も立て、年次的にやり、どうしても必要だったら強制執行という方法もあるのだから、そして結局70年80年たってやめたって。それまでに立ち退きを予定されていた、なるほど家を建てたいけれど、増築したいけれど、道が来るのもうやめた、要するにセットバックしないといけないからやめたというようなことがあって訴訟が起こったということでしょうか。

だから、その辺の覚悟というのか、その辺はどうなっているのでしょうかね。  
私の言っていることわかります？

○事務局 はい。委員がご指摘いただいているお話は、多分に示唆に富んだものと理解できる場所はあるのです。ただ、都市計画道路という性格上、どうしてもやはり一路線一路線をという話もある一方で、その市町村の、田辺市であれば田辺市の中にある道路全体のことを考えて、昭和15年から高度経済成長期真っただ中の昭和40年代、50年代にかけて計画を行ってきたところがあって、当然全部その時代に力をどんと入れて集中してやっていく、それができればいいのですけれども、なかなか、地権者の話もありましょうし、財政的な問題もありましょうし、どこか優先順位をつけていかないといけないので、優先順位をつけて、諸所の皆さんの頑張りで事業を進めていった結果、こういうふうになってきたところかなと理解しております。

○委員 まあまあ説明は受けましたけど、自分自身はもう一つすんなりしませんが、それだけ都市計画道路の必要性というのに重きを置いて、何でもかんでも、そんなことはないと思うのですが、あらゆる風呂敷広げ過ぎてたのと違うかなという嫌いもあるし、今後また検討していただきたいと思います。

そういうことで、よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○議長 どうも、貴重なご意見ありがとうございます。なかなか80年前のことだからね。

ほかに、いかがでしょうか。

○委員 7ページの検証結果のことについて確認をしたいのですが。

今回、田辺市のやつを全部一回検証してみたという位置づけでいいですか。その中で、今回廃止のものが上がってきて、という位置づけでいいのかというのが1点目と。

実現性というのをどういう形で評価されたのかを簡単に結構ですので、少し教えていただければと思いますが。

○事務局 委員、ご指摘、ご質問ありがとうございます。

田辺市が都市計画決定しているもの全てが対象でございます。で、県の都市計画道路の見直し方針の中にも謳っているのですけれども、実現性の話ですが、

必要性を6項目のうち検証して1つでも当てはまれば実現性を検証するということになるのです。例えば、大きな建物が都市計画の道路の路線上に存在していて、それを動かすのにはすごく力が必要である、マンパワーも、お金もかかる、そういった問題であったり、あるいは既に道があるのだけれども、その現道を拡幅するような計画がなされてあった場合に、両側の家、住居とは限らないのですが、建物が張り付いていて、そういったものを後退させるのにもお金や人の力がかかる、そういったところが実現性の検証の条件になってきます。

○委員 ありがとうございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに、いかがでしょうか。

ほかにご意見がないようでしたら、この第1号議案についてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 それでは、この第1号議案について、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長 異議なしということでございますので、第1号議案について本審議会からは、原案のとおり変更することを適当と認めるとさせていただきます。

それでは、続きまして第2号議案ですね、事務局からご説明をお願いします。

〔第2号議案を朗読〕

---

○事務局 第2号議案について説明いたします。

本議案は、民間事業者から和歌山市に申請のあった建築基準法第51条ただし書き許可に関する付議となります。

最初に、産業廃棄物処理施設の許可事務の流れについて簡単に説明します。

産業廃棄物処理施設の許可事務は、関係法令それぞれの許可を得る必要があります。関係法令には、廃掃法や、真ん中にある建築基準法、今回は該当ありませんが、農地法や森林法等が挙げられます。申請者は、これらの許可を取得

した後、建築物の建築確認申請を行い、工事の着工となります。

今回の付議は、朱書き部分にありますように、特定行政庁である和歌山市が建築基準法第 51 条のただし書き許可をおろすために、都市計画上、その敷地の位置が支障ないかということ審議するものとなります。

次に、建築基準法第 51 条における都市計画審議会の位置づけについて説明します。

法第 51 条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされています。

ここで、1 行目から 2 行目にある「その他政令で定める処理施設」には、一定の処理能力を超える産業廃棄物処理施設が含まれ、今回申請のあった施設はこれに該当します。

続いて、その下のただし書きにおいて「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされています。

この法第 51 条を要約すると、スライドの下のほうに示しているとおり、その敷地の位置で廃棄物処理施設等を新築または増築できるのは、次の①から③のいずれかの場合となります。

①は都市計画施設として敷地の位置を決定している場合となります。今回の施設運営者は民間業者であり、恒久的かつ公益的な処理を行うものではないため、都市計画決定する施設ではないと考えます。

1 つ飛ばして、③は政令で定める規模の範囲内の場合となります。この「政令で定める規模」とは、一日当たりの処理能力が廃プラスチック類で 5 トン以下、木くず・がれき類で 100 トン以下とされており、今回の施設は、後のスライドで説明しますが、この処理能力を上回っています。

真ん中の②ですが、その「敷地の位置について、都道府県の都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許可した場合」となります。つまり、今回はこの②の場合となり、特定行政庁である和歌山市長より付議依頼があったため、本審

議会において申請施設の敷地の位置が都市計画上支障がないかを審議いただきたいと考えております。

次に、今回申請のあった計画施設の概要です。

申請者、申請箇所は、スライド表示のとおりとなります(資料 P.3)。

事業内容ですが、下の写真に示すとおり、現在、既存の施設があります。この施設では、他の施設から破砕処理された廃棄物を搬入して選別処理を行っています。今回、この施設内に新たに破砕機を設置し、この既存施設内において破砕処理を行えるようにするというものです。

処理能力ですが、一日当たり廃プラスチック類は 539.76 トン、木くずは 848.16 トン、がれき類は 2,706.96 トンとなります。これは廃掃法の施行令に定められている一日当たりの処理能力 5 トンを超える施設であるため、産業廃棄物処理施設に該当します。

次に、施設の位置について説明します。表示している図面は、和歌山市の都市計画総括図です(資料 P.4)。

今回申請があったのは、図面の赤丸部分、市の南西側の臨海部に位置する西浜地内となります。

これは申請施設周辺の用途図です(資料 P.5)。申請施設は赤色で囲っている箇所、敷地面積は 7,157.93 平米となります。図面の着色は、用途地域の種類を示していきまして、申請箇所は工業専用地域となっています。

その他の都市計画としては、港湾を管理運営するために、臨港地区を決定しており、その中で建築物の用途を決める分区として工業港区が定められています。ただ、その工業港区において申請施設は建築可能な施設となっています。

また、周辺 100 メートル以内には、学校、保育所、病院、診療所等の施設はありません。

これは申請施設の配置図となります(資料 P.6)。敷地への出入り口は、西側となり、前面には 2 車線の道路に接続されています。建築物としては、南側(図面左側、写真右側)には事務所、北側(図面右側、写真左側)には既存の施設が存在します。この北側にある既存建築物の中に、新たに破砕機を設置することとなります。

今回審議していただく都市計画上の敷地の位置についてですが、国土交通省

が出している都市計画運用指針では、廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として、少なくとも以下の項目に留意することが望ましいとされています。

まず1つ目は、「主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。」とされています。お示しの図面は(資料 P.7)、主な搬出入経路を示したもので、赤色矢印が搬入経路、青色矢印が搬出経路となっています。

主な搬入としては、和歌山インターチェンジから国道、県道、そして臨港道路を通るルートになります。写真でいう①から④までの間が通る区間となります。いずれの区間においても2車線以上の幅員が確保されています。

また、搬出は臨港道路から県道、市道、国道を通るルートとなっており、写真でいう④から⑥の区間となります。こちらも全区間2車線以上の幅員が確保されています。

運用指針2つ目は、「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に配置することが望ましい。」とされています。今回の申請地の用途地域は、工業専用地域となっています。

3つ目が「災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。」とされています。ここでは、土地利用に規制が課せられる区域として土砂災害特別警戒区域や宅地造成工事規制区域、津波災害特別警戒区域について確認したところ、いずれの区域内でもありませんでした。

④つ目が「敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。」とされています。先ほどの施設配置図にもあったように、本施設は既存建築物の中に設置するというものであるため、既に敷地外との遮断は図られています。

「その他」として、和歌山市の都市計画課の意見としては、都市計画上支障なしとの回答をいただいています。

最後に、関係法令の一つである廃掃法の手続状況についてですが、現在、廃掃法に基づく産業廃棄物処理の設置に関する許可を市の産業廃棄物課において別途審査中となっています。

その中で、破碎施設において発生する騒音、振動等に対しては、事業者によ

り生活環境影響調査を実施しており、基準を満足するという結果が示されています。

また、生活環境影響調査により、影響を及ぼす周辺住民はなしという結果も示されていると聞いています。

以上、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長　ただいま第2号議案についてご説明いただきましたけれども、この議案に関しましてご意見、ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○委員　搬出と搬入に関連する交通量についてお聞きしたいと思います。

ご説明では、現状でも既に分類が行われている施設で、新たに破砕を行うということだったのですが、ということは現状でも搬出、搬入が行われているということだと思うので、交通量の変化についてはどういう予測をされているのか。で、もし増えるという予測をされていたら、それが既存の交通に及ぼす影響をどう評価されているかについて教えてください。

○事務局　搬出入の台数ですけども、現在の既存の処理施設の中で廃棄物の分別作業を行っておりまして、今回新たに破砕機を施設の中に設置することによって交通量が増えるということではなく、現状と同等の台数と考えています。

○議長　かなりの規模ですからね、ここね。既にかかなりの交通量があるということですかね。そこから変化がないということかと思います。

○委員　質問ではありませんけれども、今説明いただいて、ある程度は納得いたしますが、このP8、③の中で土砂災害特別警戒区域、また津波災害特別警戒区域ではないというご説明があったと思います。それはそれで理解はするんですけども、ご承知のように、近くには海がございまして、我々議会でも、例えば地震、すぐ来るかわからない大地震等々についての議論をいつもするわけではありますが、やっぱりそういうことのないように、ここで説明されているように、きちっとしていただければ大変ありがたいと考えます。

以上です。

○議長　事務局から、いかがでしょうか。

○事務局　今回の場所については、特に規制はかかっていないところではありますが、地震でつかる場所でもありますので、今回は新たに建築物を建てるというわけではないのですけれども、新たに建てるという場合は、例えば避難経

路沿いに高い建物を建てるとか、そういった場合については、倒壊しても道を塞ぐことがないような検討というのは必要かなと考えています。ですが、今回については特に新たに建てるというものではないので、支障はないと考えています。

○委員 今の件ということもあるので。

和歌山市は指定をしてないので、和歌山県のそれ以外のところは。先ほど津波の高さを見ると2メートル、3メートル、奥のほうで3メートルから5メートルということですので、串本とかの設定の基準等考えると、特別警戒区域になるということではないのだとは思いますが。

災害のそういうところになぜ産廃施設がよろしくないのかというと、やはりそこにある、何か危険なものが流れ出したりということだと思うのですが、その観点で1点だけ確認させていただきたいのですけども、このがれき類というのは、コンクリート殻みたいなものだという理解をしておけばよろしいでしょうか。

○事務局 はい、コンクリート殻と理解していただいて構わないです。

○委員 廃プラスチック、木くず、がれき類ということで、要するにコンクリート殻ということですので、それが津波で流出して、位置も見て、その後ろに水軒公園がありますから、それ以外にももっといろいろなものがあると思いますので、絶対に大丈夫とは思いませんけども、ほかの基準と比べてそれだけというわけにも恐らくいかないと思います。防災の立場からしたら、う〜んとは思いますが、やはり指定を規制するというわけにはいきませんし、この施設は災害時の災害廃棄物の処理をするというようなこともございますので。

○議長 そこが災害時に機能しないと、何の役にも立たないので、そこがポイントです。

○委員 物すごい大きな量を、東日本も含めてされているところなので、何というか専門家としての観点からすると、最低限の廃プラスチック、木くず、がれき類ということで、がれき類がコンクリート殻だということを確認させていただきました。それが流出してというと、まあそれほど問題がないのかなとは思いました。

○議長 はい。事務局から補足等ございますか。要するに災害廃棄物を処理

するという役割を担っているのですけれども、災害の時にきちんと機能するかどうかの方が本当の意味で一番大事なことで、まあそれは建物を建て替えるわけではないということではありますけれども、そこも含めて何か補足があればお願いいたします。

○事務局　新設であれば、そういったところも含めて検討が必要かなとは思っています。今回の場合は、特に既存というところでどうすることもできないのかなとは思っているのですけれども、今後はそういった検討も必要かなと思っています。

○議長　はい。

ほかに、いかがでしょうか。

○委員　この水軒公園の近くにドッグランがあるので、個人的にはよく利用しているので、個人的には若干ちょっと心配はあるのですけれども、みんな長時間いるわけではないと思うので、影響というところには及ばないのかなとは思っているのですが。

また別で、ちょっと違うのかもしれないのですけれども、今その産廃の施設としての処理ができるという中で、例えばソーラーパネルとかをいろんなところで設置されたりもしていて、将来的に事業者が撤退したりすると、そのソーラーパネル自体が産廃になるのかなと思うのですが、そういうときに、そういったものも処理できる施設になるのかなというのが今ちょっと疑問です。

○議長　これは、わかる方いらっしゃいますか。

○事務局　少々お待ちください。

○議長　はい。

○事務局　ソーラーパネルの処理も可能だということです。

○議長　そうですか。はい、わかりました。

ほかに、いかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、第2号議案についてもお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長　はい。それでは、いろいろご意見はいただきましたが、審議の対象としてのこの第2号議案については、本審議会からは異議なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長 はい、異議なしということでございますので、第 2 号議案につきましては、本審議会からは異議なしとさせていただきます。

それでは、続きまして第 3 号議案ですね、こちらの説明をお願いいたします。

〔第 3 号議案を朗読〕

---

○事務局 それでは、第 3 号議案について説明いたします。

本議案は、民間事業者から和歌山県に申請のあった建築基準法第 51 条ただし書き許可に関する付議となります。

産業廃棄物処理施設の許可事務の流れについては、第 2 号議案と同様ですので、省略させていただきますが、先ほどと異なるのは関係法令の廃掃法と建築基準法の所管が和歌山市から和歌山県に変わっています。

建築基準法第 51 条における都市計画審議会の位置づけについても、第 2 号議案と同様となるので、説明は省略させていただきますが、こちらも先ほどと異なるのは、申請地が紀の川市であるため、「※3」にありますように、特定行政庁が和歌山県知事となっています(資料 P.2)。

次に、今回申請のあった計画施設の概要です。

申請者、申請箇所は、スライドの表示のとおりとなります(資料 P.3)。

事業内容ですが、現在、既存の施設で建設業者から排出された解体木くずや伐採生木等を破碎処理し、バーク材や燃料チップの製造販売を行っています。今回の申請は、この破碎機の耐久性及びメンテナンス等の維持管理費に係るコスト削減を図ることを目的に、新たな破碎施設に入れ替えるというものです。

処理能力ですが、一日当たり木くずで 202.4 トンとなります。これは廃掃法の施行令に定められている一日当たりの処理能力 5 トンを超える施設であるため、産業廃棄物処理施設に該当します。

次に、施設の位置について説明します。表示している図面は、紀の川市の全体図となります(資料 P.4)。

紀の川市は用途地域の指定はありません。今回申請があったのは、画面の赤丸部分、京奈和自動車道路の紀の川インターチェンジから県道泉佐野打田線を

約3キロ北上した山間部に位置します。

申請施設周辺の航空写真となります(資料 P.5)。申請地は、写真の中央部にありまして、赤井工業株式会社の採石場の中にあります。敷地面積は3,929.9 平米となります。周辺には、学校、保育所、病院、診療所等の施設はなく、直近の民家は申請地から約900メートル離れた位置にあります。

これは、申請施設の配置図となります(資料 P.6)。先ほど説明しました採石場内の道路を通りまして、一部を借地して運営しております。敷地全体を遮音壁で囲んでいるという状況でございます。

今回、審議していただく都市計画上の敷地の位置についてですが、先ほどと同様に、都市計画運用指針に基づいて説明させていただきます(資料 P.7)。

まず、運用指針一つ目の「主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。」については、写真にお示しのとおり、幅員7メートルの場内道路から幅員約8メートルの市道を経由して2車線整備された県道泉佐野打田線を通るルートは、十分な幅員が確保されています。

運用指針二つ目の「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に配置することが望ましい。」については、申請地は用途地域の指定はありませんが、山間部であり、周辺に民家等はありません。

三つ目の「災害が発生するおそれの高い区域に位置することは望ましくない。」については、土砂災害特別警戒区域や宅地造成工事規制区域内ではありません。

四つ目の「敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。」については、敷地周辺は遮音壁で囲っており、また施設周辺は山間部であり、緩衝帯の効果は十分見込まれると考えます。

「その他」として、紀の川市の都市計画課からは、都市計画上支障なしとの意見をいただいています。

最後に、関係法令の一つである廃掃法の手続状況ですが、現在、廃掃法に基づく廃棄物処理施設の設置に関する許可を県の循環型社会推進課において別途審査中となっております。その中で生活環境影響調査(大気質、騒音、振動等)を実施していきまして、いずれの内容についても周辺の生活環境への影響は少ないと聞いています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この第3号議案ですね、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

ここには山の中で民家もないということですが、特にご意見ございませんか。

〔「はい」の声〕

○議長 それでは、意見ないようでしたら、第3号議案についてお諮りしたいと思います。第3号ですね、本審議会からは異議なしとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 ありがとうございます。異議なしということですので、第3号議案について、本審議会からは異議なしとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、第4号議案ですね、こちらの説明をお願いします。

〔第4号議案を朗読〕

---

○事務局 それでは、第4号議案について説明いたします。

本議案も、民間事業者から和歌山県に申請のあった建築基準法第51条ただし書き許可に関する付議となります。

産業廃棄物処理施設の許可事務の流れについては、第3号議案と全く同様ですので、省略させていただきます。

建築基準法第51条における都市計画審議会の位置づけについても、特定行政庁は和歌山県知事で、第3号議案と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、今回申請のあった計画施設の概要です。

申請者、申請箇所は、スライド表示のとおりとなります(資料 P.3)。

事業内容ですが、解体工事やリフォーム工事により発生するがれき類を受け入れ、破砕機により再生骨材を製造するために新たに破砕機を設置するというものです。

処理能力ですが、がれき類一日当たり 92.8 トンとなります。これも廃掃法の施行令に定めのある処理能力 5 トンを超える施設であるため、産業廃棄物処理施設に該当します。

次に、施設の位置について説明します。表示している図面は、有田市の都市計画総括図となります(資料 P.4)。

今回、申請があったのは、図面の赤丸部分、国道 42 号から西側の有田川の河口に位置します。

申請施設周辺の用途図になります(資料 P.5)。申請施設は赤色で囲っている箇所、敷地面積は 166.94 平米となります。申請箇所の用途地域は、準工業地域になります。周辺 100 メートル以内には、学校、保育所、病院、診療所等の施設はありません。

これは、申請施設の配置図となります(資料 P.6)。当該施設の北側には「内川」という川が流れておりまして、この川を挟んで店舗、住宅等があるため、高さ 6.5 メートルの防音防塵フェンスが設置されています。写真は北側を向いて撮影したもので、写っているのがそのフェンスになります。

今回審議していただく都市計画上の敷地の位置については、先ほどと同様に都市計画運用指針に基づいて説明をいたします。

まず、運用指針一つ目の「主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。」というところについては、写真に示すとおり、敷地内の道路から幅員約 6 メートルの有田市管理の里道(写真右下)を經由して県道有田港線(写真右上)、そこから国道 42 号に至るルートは見通しがよく、十分な幅員が確保されていると言えます。

運用指針二つ目の「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に配置することが望ましい。」については、申請地は準工業地域にあり、工業系の用途ではありますが、川を挟んで近隣商業地域があるため、申請者が近隣事業者、近隣住民に対して個別で説明を行い、反対意見はなかったと聞いています。また、地元自治会長さんの同意も得ていると聞いています。

運用指針三つ目「災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。」については、土砂災害特別警戒区域や宅地造成工事規制区域、津波災

害特別警戒区域内には入っていません。

四つ目の「敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。」については、敷地周辺を防音防塵フェンスで囲っており、敷地外との遮断が図られていると考えています。

「その他」として、有田市の建設課からは、都市計画上支障なしとの意見をいただいています。

最後に、関係法令の一つである廃掃法の手続状況ですが、第3号議案と同様に、現在、許可事務を県の循環型社会推進課において別途審査中となっております。その中で、生活環境影響調査を実施し、いずれの内容についても周辺の生活環境への影響は少ないと聞いています。

以上、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの第4号議案につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 済みません、3点ですけども。

1点目は、もともとの今建ってる写真があったので(資料 P.6)、既存施設の中に破砕機を入れるという理解でいいのかというのが1点目。

2点目は、津波災害特別警戒区域ではないとは思いますが、津波災害の警戒区域なのかどうかということと、もしわかれば、どのぐらいの津波高なのかということをお伺いしたい。

3点目は、先ほどと同じ心配をしているのですが、これ入ってくるのは基本的にはがれき類ということで、コンクリート殻みたいなものがほとんどで、何か核物質だとか、そういうものは入らないのでしょうかという、3点を教えてください。

○事務局 まず1点目の質問ですが、今スライドのほうに表示しておりますとおり(資料 P.3)、現在はここのがれき類の保管場所として使用しているところですけど、ここに新たに破砕機を設置するということになります。

2点目ですが、ここは津波災害警戒区域(イエローゾーン)に入っています(資料 P.6)。高さにつきましては、2.5から3メートルと出ています。ただ、イエローゾーンではありますが、このフェンスが倒れたとしても、前面の道路を塞ぐ

ものではないというところで、支障はないと考えています。

3点目ですが、がれき類は主にコンクリート殻で、がれき類を利用して再生骨材にするといったところです。

○委員 はい。結構です。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 5枚目のスライドの位置図をご準備していただきたいです(資料 P.5)。

これを見ると、この赤い線が周りがあるので、これ都計道路かなと思うのですが、この都市計画道路はまだ多分できてないところじゃないかと思われるのですが、こちらとの整合性というか、バッティングがないかなということちょっと懸念してしまして、これができる就多分この施設にとってはもちろん搬入にとってはよくなるような気もするのですが、その一方でその周辺のまちづくりができたときに、さらに住宅等ができる可能性もなくはないかなという気がするのです。特に、その上にある「3・6・7」と書いてある道路ですかね、そこの見通しとあわせてご説明いただければと思います。お願いします。

○事務局 まず、この都計道路ですけども、現在、有田市においても都市計画道路の見直し作業を実施しています。現在検討中であり、この道路が将来的にどうなるかというのは、来年度末ぐらいを目途に作業をしていることから、具体的な回答はできませんが、仮に、ここに道路ができたとしても、事業者が予定している搬入台数というのが一日当たり10台ですので、その10台が通ることによって、特に生活環境上に支障はないのかなと思っています。

○委員 後からできる話になるので、制度上は問題ないかもしれないですけど、若干その辺が気になるのですが。

○事務局 後から道路ができたときに……

○委員 そうですね、後から道路ができると、当然そのあたりに、その周辺にいろんなものが立地するということになると思うのですが。

○事務局 住宅は、一応ここは準工業地域ではありますので、住宅が建ち並ぶという想定ではないのかなと考えております。

○委員 まあ制度上は後からの話なので、上部に住居地域が入っていますけど、そこにできることについては、今の段階で抗議しようがないという判断だ

ということでしょうか。

○事務局 はい、そうです。

○議長 実態としては、例えば東京の羽田空港の近くとか工業専用地域なのに、その向かいのところに工場が撤退した後にマンションが建って、今委員が懸念されていたような、ここは工業専用地域なのになぜそんなものが立地してるんだという批判が出ている、そういうケースも起こっていますので。

ただ、準工業地域って比較的何でもできちゃうので、もうちょっとそこよりはかえってリスクは高いのかなということもあって、中長期的、これは有田市がエリアの計画をされるということだと思いますが、そういうことも含めて都市計画上考えていただくことが大事かなと思います。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

これ、私からですけど、近隣住民の方は合意されているという——結構近いんですけど、そこは一応念を押しておきたいのですが、この内川の向かい側にお住まいの方とかは合意されているという理解でよろしいですか。

○事務局 同意書まではいただいてないのですが、個別で説明をして、その中で反対意見がなかったという議事録を提出していただいております。区長さんの同意は得ております。

○議長 わかりました、はい。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」の声〕

では、意見がないようでしたら、この第4号議案についてもお諮りしたいと思います。

この第4号議案につきまして、本審議会からは異議なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長 はい、異議なしということでございますので、第4号議案について本審議会からは異議なしと回答させていただきます。

以上で、本日の予定しておりました議案は、全て終了いたしました。委員の皆様、どうもいろんなご意見、ご審議いただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○司会　ご審議ありがとうございました。